

令和3年9月30日

保護者の皆様

岐阜市立藍川中学校
校長 折戸 靖仁

緊急事態宣言解除後の学校の対応について

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力賜り、心より感謝申し上げます。
岐阜県に出されていた緊急事態宣言が解除されたことを受け、**10月1日より通常授業を実施**するとともに、下記のとおり対応いたしますのでご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 学校での感染防止について

- ・「健康チェックカード」による健康確認、手洗い(手指消毒)、教室等の換気、マスクの着用、身体的距離の確保等、基本的な感染防止対策を継続します。
- ・マスクを外す機会を極力少なくすること及び外す(できない)場合の会話を自粛するように指導します。
- ・感染リスクの高い活動は、休止または制限を継続します。
- ・給食時の黙食を継続します。
- ・生徒だけでなく同居家族等においても、「① 発熱等の症状がある場合」「② 濃厚接触者になった場合」「③ PCR検査を受検する場合」は、原則自宅待機の対応をお願いします。欠席する生徒には、希望に応じてオンラインによる学習支援を実施します。また、これらの理由による欠席は、これまでと同様に出席停止として扱います。

2 ふれあい教室について

- ・感染防止対策を徹底し、各学年ともに保護者説明会にて説明させていただいた日程で実施する予定です。

3 部活動について

- ・活動前の健康観察、感染リスクの高い練習内容の自粛等の対応を行い、10月5日(火)朝練習より平日の部活動を実施します。
- ・土日の部活動及び練習試合については、10月14日(火)まで停止します。

4 「学校において予防すべき感染症への罹患報告書」の提出についてのお願い

学校において予防すべき感染症の罹患に関わって欠席した場合に提出していただいている見出しの文書は、原則、欠席した後、登校する日に速やかに学級担任にご提出ください。

報告用紙は、担任から受け取るか、学校ホームページ内の「インフォメーション」→「各種申請書式」の中からダウンロードしてご記入ください。ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。